

令和 8 年度事業計画

1 実施事業

① 第一種社会福祉事業

- ア 障害児入所施設 うみねこ学園
- イ 障害者支援施設 いちい寮
- ウ 養護老人ホーム 長生園
- エ 児童養護施設 浩々学園
- オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

- ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
- イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
- ウ 老人デイサービス事業（長生園）
- エ 指定特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- オ 指定障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
- カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）
- キ 児童自立生活援助事業（浩々学園）

③ 公益事業

- ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
- イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課）
- ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
- エ 日中一時支援事業（いちい寮）

2 理念

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団は、誰もが健康で、共に支え合う安心・安全な地域社会を実現するために、地域福祉の推進に貢献することとし、次のとおり法人の理念を掲げます

- 1 私たちは、多様な福祉サービスを提供しながらセーフティネットの一翼を担い、地域福祉の推進に貢献します
- 1 私たちは、利用者一人ひとりの人権・人格・個性を尊重し、福祉サービスを通じて、自分らしく生きることを支援します
- 1 私たちは、常に利用者のニーズに応える新たな福祉サービスを創造し、これを発信して地域の福祉力の向上に貢献します
- 1 私たちは、高い専門性と豊かな人間性を備え、利用者のニーズに敏感で、それに応える具体的な福祉サービスを提供できる職員を育成します
- 1 私たちは、法令を遵守し、透明性が高く健全で効率的な、信頼される法人運営に努めます

3 法人運営

(1) 理事会

事業団の業務執行について審議決定するため、理事会を随時開催する。

(2) 監事による監査会

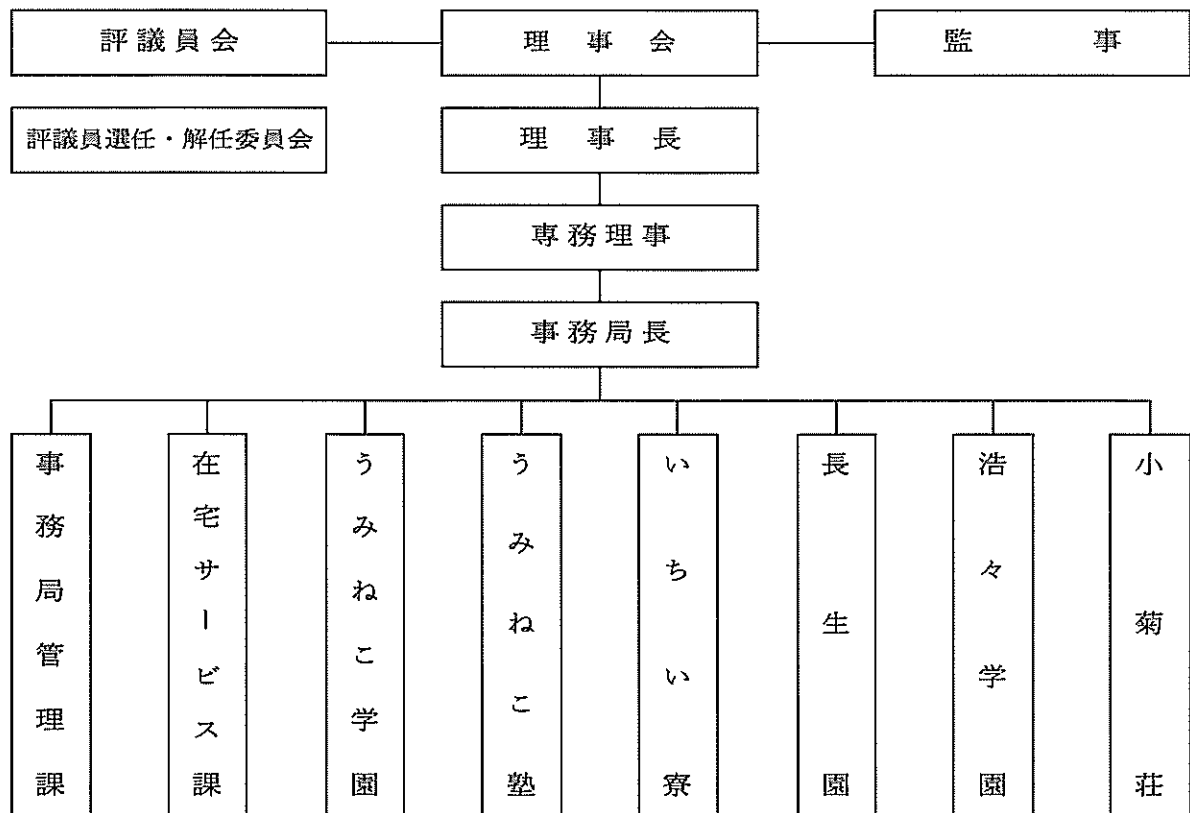
理事の職務執行状況及び会計事務を監査する。

(3) 評議員会

法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任又は解任、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認等をするため、定時評議員会のほか、必要に応じて開催する。

4 組織

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 組織図



事務局管理課

〔所在地〕 八戸市根城八丁目 8 番 39 号

1 業務

事務局管理課は、法人本部としての機能を担うとともに、職員の人事・給与等の事務の他、関係機関・団体及び各施設間の連絡調整を行い、法人の円滑な事業運営に努める。主な業務は、以下のとおりである。

- ①事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ②理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること
- ③施設長会議等の開催及び運営に関すること
 - ・毎月、施設長会議を開催し、収支状況及び重点目標等の実施状況の確認
 - ・施設（課）間の連携推進のための情報交換
- ④職員の研修及び福利厚生に関すること
 - ・キャリアアップの仕組み及び研修体系の整備
 - ・職員育成のための研修会実施
 - ・福利厚生の充実を図るための企画運営
- ⑤その他事業団の庶務に関すること

2 地域における公益的な取組

地域住民（町会長、民生委員、児童委員等）の集まりや研修会等への職員派遣及び施設見学等を受け入れることにより連携を強化する。

3 研修計画

月	内 容
4	新採用職員研修
6	ハラスメントに関する研修
7	虐待防止研修（1回目）
	指導職中級職員研修
	指導職上級職員研修
10	指導職中級職員研修【会計】
	虐待防止研修（2回目）
11	指導職上級職員研修【会計】
1	実践研修報告会
随時	事務員勉強会

在 宅 サ ー ビ ス 課

〔所 在 地〕 八 戸 市 根 城 八 丁 目 8 番 155 号

〔居宅介護等事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

2 サービス内容

- (1) 身体介護
食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等
- (2) 生活援助
調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等
- (3) 生活等に関する相談、助言等
- (4) その他
市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 新型コロナウイルス、食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。
- (3) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、ケアマネージャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。
- (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化
虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施する。

7 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	倫理及び法令遵守について
5	食中毒の発生防止について
	熱中症について
6	認知症及び認知症ケアについて
	虐待防止及び身体拘束適正化について
7	事業継続計画 (BCP) について
8	緊急時の対応・救急処置について
	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
9	プライバシー保護について
10	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
11	感染症 (新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス) について
12	事業継続計画 (BCP) 机上訓練について
1	人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化について
2	接遇とコミュニケーションについて
	ハラスメントについて
3	腰痛予防について
	同行援護について
随時	外部研修参加者による報告会

○外部研修

月	研 修 内 容
5	八戸地域介護サービス協議会研修会
	社福協オンラインセミナー
8	社福協オンラインセミナー
	安全運転管理者講習会
9	法人運営セミナー
10	スキルアップセミナー
11	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修
	介護サービス事業者集団指導
12	サービス提供責任者研修
	ハラスメント対策セミナー
2	サービス提供責任者研修

〔訪問入浴介護事業〕

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行う。

(3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、ケアマネージャー等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	入浴介護の基本と倫理及び法令等について
5	接遇について
6	認知症及び認知症ケアについて
	虐待防止・身体拘束適正化について
7	事業継続計画（BCP）について

8	緊急時の対応・救急処置について
	看取りについて
9	感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ）について
10	高齢者のスキンケア・褥瘡予防について
	個人情報とプライバシーについて
11	入浴で多い感染症及び予防について
12	事業継続計画（BCP）机上訓練
1	人権擁護・虐待防止・身体拘束適正化について
2	入浴時のリスクについて
	ヒヤリハット検討による事故防止について
3	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容
5	八戸地域介護サービス協議会研修会
	デベロオンラインセミナー
7	デベロオンラインセミナー
9	デベロオンラインセミナー
	副安全運転管理者講習会
10	介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修会
	デベロオンラインセミナー
12	デベロオンラインセミナー

〔居宅介護支援事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないよう、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供

(7) ICT 機器を導入した職員間の情報共有

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないように、衛生管理に努める。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にして同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最低限の範囲で使用する。
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

担当が事実関係を調査の上、管理者等と対応策を協議し、解決に努める。また対応結果を利用者や関係機関へ速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
5	倫理及び法令遵守について
6	事業継続計画（BCP）について
7	認知症及び認知症ケアについて
9	プライバシー保護の取り組みについて
10	虐待及び身体拘束適正化について
12	事業継続計画（BCP）机上訓練
随時	外部研修の伝達研修

○外部研修

月	研 修 内 容
9	介護支援専門員更新研修
12	認定調査従事者現任者研修
10～11	介護サービス情報公表制度「10の研修テーマ」に係る研修
年3回	包括的支援事業研修会
年3回	八戸地域介護支援専門員協議会研修会
年4回以上	青森県介護支援専門員協会研修会
年1回以上	青森県主任介護支援専門員スキルアップ研修

○地域ケア会議及び合同事例検討会

月	研 修 内 容
5	第1回居宅介護支援事業所合同事例検討会
11	第2回居宅介護支援事業所合同事例検討会
年1回以上	高齢者支援センター地域ケア会議個別会議

〔障害福祉サービス事業〕

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行う。

(3) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、相談支援専門員等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	倫理及び法令遵守について
5	食中毒の発生防止について
	熱中症について
6	認知症及び認知症ケアについて
	虐待防止及び身体拘束適正化について
7	事業継続計画 (BCP) について
8	緊急時の対応・救急処置について
	事故発生予防・再発防止・ヒヤリハット事例検討について
9	プライバシー保護について
10	苦情発生予防・再発防止・事例検討について
11	感染症 (新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス) について
12	事業継続計画 (BCP) 机上訓練について
1	人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化について
2	接遇とコミュニケーションについて
	ハラスメントについて
3	腰痛予防について
	同行援護について
随時	外部研修参加者による報告会

○外部研修

月	研 修 内 容
5	八戸地域介護サービス協議会研修会
10	社福協オンラインセミナー
1	福祉サービス苦情解決関係者等研修会
2	障害福祉サービス従事者等集団指導
3	障害者虐待防止権利擁護研修

〔訪問入浴サービス事業（八戸市地域生活支援事業）〕

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者（児）に対し、訪問入浴介助サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行う。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合、利用者の希望により清拭又は部分浴を行う。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検整備、定期点検整備により、不良個所の早期発見や適切な修繕等を施し、安全管理に努める。

(2) 感染症予防のマニュアルに基づき、衛生管理を行う。

(3) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講ずる。

(4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

サービス提供責任者が事実関係を調査の上、管理者、相談支援専門員等と対応策を協議し、解決に努める。また、対応結果を利用者や関係機関に速やかに報告する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会及び身体拘束等適正化委員会を定期的に開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。また、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

5 サービス評価

自己評価を行い、職員一人ひとりの課題を明確にし、事業所のサービスの質の向上を図る。

6 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	入浴介護の基本と倫理及び法令等について
5	接遇について
6	認知症及び認証ケアについて
	虐待防止・身体拘束適正化について
7	事業継続計画（BCP）について
8	緊急時の対応・救急処置について
9	感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ）について
10	スキンケア・褥瘡予防について
	個人情報とプライバシーについて
11	入浴で多い感染症及び予防について
12	事業継続計画（BCP）机上訓練

1	人権擁護・虐待防止・身体拘束適正化について
2	入浴時のリスクについて
	ヒヤリハット検討による事故防止について
3	苦情発生予防・再発防止・事例検討について

○外部研修

月	研 修 内 容
5	デベロオンラインセミナー
7	デベロオンラインセミナー
9	デベロオンラインセミナー
10	介護サービス情報公表制度「10のテーマ」に係る研修会
	デベロオンラインセミナー
12	デベロオンラインセミナー

うみねこ学園

〔施設の種類〕	障害児入所施設
〔入所定員〕	40人
〔所在地〕	八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50

1 事業運営の基本方針

- (1) 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思及び人格をより尊重するとともに、障害の特性等を踏まえた療育や心理的ケアを行うことによって、きめ細やかな支援を提供する。
- (2) 自立生活訓練室を活用した自立生活体験をすることによって、特別支援学校卒業後に安定した職業生活を送ることができるような支援を提供する。
- (3) 八戸第二養護学校・八戸高等支援学校及び鮫地区との結びつきを重視した施設運営を行い、共生社会の実現に向けて地域住民との交流を深める。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的生活習慣を身に付けられるよう支援する。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、利用者の情緒安定を図る。
- ③ 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、八戸第二養護学校、八戸高等支援学校、鮫小学校及び鮫中学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、各学校の教育目標と整合性のある支援を行う。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、利用者の適性、能力等に応じた職業選択を行い、地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び必要な情報提供を行う。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施する。
- ⑥ 自立生活訓練室を特別支援学校の生徒等が職場実習中に利用することによって、自立生活を事前に体験し、安心安全な職業生活ができるよう助言・指導する。
- ⑦ 施設退所者が引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに、職場及び家庭訪問を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど、適切なアフターケアを行う。

(2) 給食管理

- ① ユニットごとに少人数で会話を楽しみながら食事をすることによって、利用者の情緒の安定を図り、利用者に対し安心な食事環境を提供する。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努める。
- ③ バランスのとれた栄養を確保するとともに、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を把握し、献立内容の充実を図る。
- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努める。

- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、利用者一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努める。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施するほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (2) 利用者に疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努める。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑、円満な解決に努める。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する職員研修を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに防災訓練を実施し、地区消防団等とも連携を図り、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、地域住民とも連携を図りながら安全確保に努める。
- (3) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

施設の行事を通じて、中学校、高等学校、大学等に広く働きかけるなど、ボランティアを積極的に受け入れる。

(2) 実習生の受入れ

積極的に実習生を受け入れ、専門職養成の一端を担う施設として地域に貢献する。

(3) 地域との交流・連携等

施設の行事に地域住民を招待するとともに、地域イベント等の活動に積極的に参加し、施設を理解して頂くとともに、地域に根ざした施設づくりに努める。

(4) 地域における公益的な取組

- ① 八戸市が指定した災害弱者が避難する福祉避難所の機能を地域住民に周知し、地域とともに防災対策に努める。
- ② 障害児への接し方等に悩む家族に対応するための相談窓口を設置するとともに、広報誌等を通じて、療育に関する情報提供を行う。

8 年間行事計画

○毎月行うもの

職員会議・業務会議・給食会議・子ども会議・避難訓練・誕生会・体重測定等

月	行 事 内 容
4	保護者個別面談
	燕島まつり
5	内科検診
6	高校3年生保護者説明会
7	さめ浜まつり
8	保護者個別面談
9	歯科検診
10	バーベキュー
11	内科検診
12	クリスマス会
1	初詣
2	歯科検診
	卒業・進級を祝う会
3	ひなまつり

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任者研修
	虐待防止に関する研修
5	事業継続計画（BCP）
	安全計画に関する研修
5～7	ペアレントトレーニングに関する研修
6	普通救命救急講習会
	服薬に関する研修
	感染症に関する研修
7	虐待防止に関する研修

7	性教育に関する研修
8	事業継続計画（BCP）に関する研修
9	福祉サービス（地域移行）の利用に関する研修
10	権利擁護に関する研修
11	感染症に関する研修、性教育に関する研修
12	安全管理体制、リスクマネジメントに関する研修
1	セクシャルハラスメントに関する研修
2	権利擁護に関する研修
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○外部研修

月	研 修 内 容
4	青森県知的障害者福祉協会総会・部会協議会
5	障害児・者福祉施設新任職員研修
6	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者コース）
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員コース）
	東北地区知的障害者福祉協会施設長・管理者等連絡会および定期総会
7	全国知的障害関係施設長等会議
	社会福祉施設援助技術Ⅱ
8	栄養・食育マネジメントセミナー
	相談支援従事者初任者研修（講義）
	社会福祉施設援助技術Ⅰ
9	相談支援従事者初任者研修（演習）
	甲種防火管理資格取得講習会
	社会福祉施設看護職員研修
10	相談支援従事者初任者研修（演習・インターバル実習①）
	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
	社会福祉援助技術Ⅲ
11	サービス管理責任者等研修（基礎研修）
	相談支援従事者初任者研修（演習・インターバル実習②）
	社会福祉施設経理研修
	青森県知的障害者福祉協会職員研修
12	苦情解決関係者等研修会
	精神保健福祉総合研修
	思春期問題研修
1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（チームリーダーコース）
2	障害者虐待防止・権利擁護研修会
3	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（管理職員コース）

〔短期入所事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事等といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) 給食管理

利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努める。

(2) 生活支援等

- ① 入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行う。
- ② 利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

うみねこ学園に準ずる。

4 苦情への対応及び虐待防止

うみねこ学園に準ずる。

5 定員

2人

〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応及び虐待防止

うみねこ学園に準ずる。

4 研修計画

○外部研修

月	研 修 内 容
随時	八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議

う み ね こ 塾

〔事業の種類〕	放課後等デイサービスセンター
〔利用定員〕	10人
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平 20 番地 5

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

2 利用者の処遇

○サービス内容

- ① 利用者一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援する。
- ② 利用者一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支援会議及び情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行う。
- ③ 作業活動や運動訓練、調理活動等を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援する。
- ④ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、利用者一人ひとりに合わせた支援計画を設定し、随時、支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有する。
- ⑤ 八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、事故等が無いよう安全確認に十分注意しながら、迎車サービスを実施する。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見に努める。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応することで、円滑円満な解決に努める。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する職員研修を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに、健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

5 施設サービス評価

- (1) 利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。
- (2) 利用者・保護者のニーズや事業所への要望を把握するため、保護者による評価を実施し、サービスに反映させる。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに、施設単独及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努める。
- (3) 遊具の安全点検を十分行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導する。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもとに、施設単独及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努める。
- (5) 感染症対策委員会を設置し、3ヶ月に1回開催するとともに、利用者、職員の感染予防対策を実施する。また、感染症が発生した場合の対応について、マニュアルにのっとり速やかに対応する。
- (6) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう事業継続計画（BCP）に基づき研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域との交流・地域貢献

- (1) 感染症の流行に留意しながら、地域への外出活動のほか、近隣の事業所との交流機会を設け、地域に根ざした施設づくりに努める。
- (2) 八戸第二養護学校と連携し、学校に通うこどもたちの奉仕活動の場を提供する。

8 年間行事計画

○毎月行うもの 職員会議・ケース会議、保護者面談

月	行 事 内 容
5	保護者参観週間
6	ピクニック
	火災想定避難訓練（いちい寮との合同）
7	合同不審者対応訓練（いちい寮との合同）
8	夏祭り
	外出活動
	風水害想定避難訓練
9	ピクニック
10	ハロウィンパーティー
11	保護者研修・茶話会

12	クリスマス会
1	地震想定避難訓練
2	節分会 作品展
3	火災想定避難訓練 卒業パーティー

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	安全計画に関する研修
5	BCP に関する研修（自然災害）
6	BCP に関する研修（感染症）
7	虐待防止・身体拘束適正化に関する研修
9	障害特性に関する研修（自閉症スペクトラムやペアレントトレーニング等）
10	吐物処理に関する研修
11	ハラスメントに関する研修
12	感染症に関する研修
2	感染症に関する研修
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

※3か月に1回、感染に関する研修を開催（衛生管理委員会）

○外部研修

月	研 修 名
5	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
6	甲種防火管理者資格取得講習会
6～8	自閉症支援者セミナー（全3回）
8	ペアレントトレーニングセミナー
11	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（チームリーダー） 障害者虐待防止権利擁護研修
12	福祉サービス苦情解決関係者等研修会
1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修（管理職員）
2	指定障害福祉サービス事業者等集団指導

い ち い 寮

〔施 設 の 種 類〕	障害者支援施設
〔障害福祉サービスの種類〕	生活介護・施設入所支援
〔利 用 定 員〕	55 人
〔所 在 地〕	八戸市大字松館字在家山谷 19 番地 3

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、入所者一人ひとりの意向、障害の特性等心身の状況に応じて障害福祉サービスを提供し、充実した自立生活の実現に努める。
- (2) 入所者の個々人の状況に配慮した、より専門的・的確な支援を行うなど、良質な障害福祉サービスの提供に努める。
- (3) 隣接する放課後等デイサービス事業所「うみねこ塾」と連携を図りながら、地域に根差した障害福祉サービスの充実を図る。

2 利用者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 入所者の基本的人権及び保障されるべき権利を尊重し、差別や偏見の解消に努めるとともに、個性や自主性、プライバシー等に配慮した支援を行う。
- ② 入所者の意思決定を尊重した上で、地域移行や新たな日中活動への意向を確認し、地域移行等を希望する者に対し地域生活に向けた支援を適切かつ計画的に進める。
- ③ 入所者が快適で豊かな生活を営める環境を整え、地域社会への積極的な参加と交流を図りながら、健康で明るく生き生きと生活できるよう努める。
- ④ 作業を通じ、持続力と責任感を培うよう努める。
- ⑤ 余暇を充実させることにより、生活の中に楽しみと潤いを見出せるよう援助し、日常生活に必要な基本的知識、教養の習得を支援する。
- ⑥ 自治会を開催し、施設運営に入所者の意向を反映させるとともに、入所者間の親睦を深め、自主自立の精神を持って活動し、寮生活を実りあるものになるよう努める。
- ⑦ 職員は、常に自分の支援を振り返り、職員間相互においても支援のあり方を点検し、日々の支援に活かすよう努める。

(2) 給食管理

- ① 外部委託業者との連絡を密にし、入所者に安心・安全な給食を提供する。
- ② バランスのとれた栄養を確保するとともに、嗜好、義歯使用、残食等の状況を把握し、献立内容の充実を図る。また、高齢化に伴う誤嚥防止に努める。
- ③ 行事、季節に応じた献立を工夫するなど、魅力ある食事提供に努める。
- ④ 毎月外部委託業者を交えた給食会議を開催し、入所者一人ひとりの嗜好の把握と意見の反映に努める。

3 健康管理

- (1) 入所者の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施するほか、嘱託医及び家族との連携をとりながら、疾病の予防及び早期発見・治療に努める。
- (2) 国や自治体の動向を注視しつつ、新型コロナウイルス感染症等の予防や発生時に迅速かつ適切

な対応をとるための体制を整備する。

- (3) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴サービスを提供するとともに、シャワーを希望する入所者へは随時提供し、清潔の保持に努める。
- (4) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、入所者に対する保健支援と衛生的な環境の維持に努める。
- (5) 散歩・ラジオ体操等を日課に取り入れ、健康増進を図る。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、入所者及びその家族等から苦情の申し出があった場合は、苦情解決委員会を中心に迅速、丁寧かつ適切に対応する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、責任者を選定するとともに、虐待・事故防止委員会の定期的な開催や職員に対する研修を実施することにより、入所者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、同委員会を中心に迅速かつ適切に対応し、入所者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

5 施設サービス評価

入所者が健康で豊かな生活を送れるよう処遇の向上を図るとともに、個人として尊重し、常に入所者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にする。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署の指導のもと施設単独また隣接するうみねこ塾と合同で防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。
- (2) 入所者や職員の安全を確保するため、警察署の指導のもと隣接するうみねこ塾と合同で不審者対応訓練を実施し、施設の防犯に努める。
- (3) 入所者の所在不明や交通事故等を防止するため、入所者の状況把握を十分に行い、安全確保に努める。
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受け入れ

市内の小・中学校を始め各種団体等の交流を推進するとともに、ボランティアを積極的に受け入れるなど地域に開かれた施設づくりに努める。

(2) 地域との交流

花火大会等の行事の際には、広く地域住民の参加を求め、交流の場を広げ、施設のオープン化に努める。また、地域や他事業所の行事にも積極的に参加し、社会性を涵養する。

(3) 地域における公益的な取り組み

- ① 八戸市と福祉避難所の協定を締結し、災害時における要配慮者への避難先としての役割を果

たす。

- ② 地域の方々に対し体育館を開放し、スポーツや各種文化活動、大規模集会等、幅広く活用してもらう。

(4) 地域連携推進会議

地域の関係者を構成員とした地域連携推進会議を開催するとともに、構成員が施設等を見学する機会を設け、地域との関係づくりや事業運営に関する理解の促進につなげる。

8 年間行事計画

○毎月行うもの

誕生会・面会・理髪・給食会議・自治会・体重等測定・オンブズマン訪問

月	行 事 内 容
4	前期利用者健診
	お花見ドライブ
5	春季一時帰宅
6	利用者外出月間（～8月上旬）
	避難訓練（うみねこ塾との合同）
7	不審者対応訓練（うみねこ塾との合同）
8	夏季一時帰宅／調理サークル
	風水害想定訓練
9	花火大会
10	後期利用者健診
	カラオケサークル①
	夜間想定避難訓練
	親子レクリエーション
11	愛の輪レクリエーション
	運動サークル（ミニ体操教室）
12	クリスマス会
	冬季一時帰宅
1	スイーツバイキング
2	地震想定避難訓練
	えんぶり鑑賞
	カラオケサークル②
3	婦人科検診
	職員お別れ会

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任職員研修
6	地域移行・意思決定支援に関する研修
7	感染症に関する訓練（防護具着脱について）
	虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修（～8月）

9	BCP（自然災害）に関する訓練（非常食提供について）
10	BCP（感染症）に関する研修
	感染症に関する訓練（吐物処理について）
12	事業団実践研修事前発表
	ハラスメントに関する研修
2	BCP（自然災害）に関する研修
	BCP（自然災害）に関する訓練（各種機器復旧方法について）

○外部研修

月	研 修 内 容
5	青森県知的障害者福祉協会総会・部会協議会
	青森県立保健大学 障害児・者福祉施設新任職員研修
6	八戸地区社会福祉施設連絡協議会総会・研修会
	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会総会・研修会
	福祉人材確保支援セミナー
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）
7	福祉職員キャリアパス対応生涯研修初任者コース
	相談支援従事者初任者研修（講義）
	自閉症支援セミナー基礎コース第1回
	てんかん基礎講座
	福祉サービス苦情解決関係者等研修会
	安全運転管理者講習
	職場研修担当者研修会
8	全国知的障害関係施設長等会議
	自閉症支援セミナー基礎コース第2回
	成年後見制度説明会
	八戸地区社会福祉施設連絡協議会合同研修会
	青森県感染症対策特別研修会
9	福祉職員キャリアパス対応生涯研修中堅職員コース
	東北地区知的障害者福祉協会専門研修会
	自閉症支援セミナー基礎コース第3回
	青森県立保健大学社会福祉トップセミナー
10	青森県立保健大学職場環境改善研修
	甲種防火管理新規講習
11	福祉職員キャリアパス対応生涯研修チームリーダーコース
	サービス管理責任者基礎研修
	青森県障がい者虐待防止・権利擁護研修会（管理者・従事者等）
	八戸圏域障がい児・者支援連絡協議会研修会
12	青森県障がい者虐待防止・権利擁護研修会（管理者）
	介護テクノロジー展&生産性向上の取組み応援セミナー
	青森県知的障害者福祉協会障害者支援施設部会研修会
	福祉サービス苦情解決関係者等研修会（動画配信）
	東北フォーラム 2025 in あきた

12	福祉サービス苦情解決関係者等研修会（事例検討会）
1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修管理職員コース
2	八戸圏域成年後見セミナー

〔短期入所事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日）の入所を必要とする障害者等に対し、入浴・排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行う。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄、その他個々の利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを行う。
- (2) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の立てる献立表により提供する。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

いちい寮に準ずる。

4 苦情への対応及び虐待防止

いちい寮に準ずる。

5 定員

2人

〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

- 3 苦情への対応及び虐待防止
いちい寮に準ずる。

4 研修計画

○外部研修

月	研 修 内 容
6	八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議
11	相談支援・就業支援セミナー
	青森県知的障害者相談員研修会
	青森県社会福祉士会三八支部・生活支援ネットワーク「ライフ」合同研修会

〔日中一時支援事業〕

1 事業運営の基本方針

- (1) 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供するため、障害者等を一時的に受け入れ、障害者等の日中における活動の場を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄、その他一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを行う。
- (2) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の立てる献立表により提供する。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言に努める。

3 健康管理

いちい寮に準ずる。

4 苦情への対応及び虐待防止

いちい寮に準ずる。

〔共同生活援助事業〕

〔実 施 施 設〕	グループホーム「ハウス元気アップ」
〔バックアップ施設〕	障害者支援施設いちい寮
〔利 用 定 員〕	6人（女性専用）
〔所 在 地〕	八戸市大字是川字新田 14 番地 1 八重坂市営住宅 B 2 棟

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

①個別支援計画の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成する。

②食事の提供

利用者の健康状態や嗜好等を考慮して、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供する。

③入浴

可能な限り、利用者の希望する時間に入浴やシャワー浴ができるよう配慮する。

④健康管理

様々な場面を通じ利用者の健康状況の把握に努めるとともに、通院や入院の付き添いを行う。また、体調変化等における迅速かつ適切な対応につなげるため、医療機関との連携を図る。

⑤身辺処理

整髪、洗面、歯磨き、爪切りなど清潔保持における必要な支援を行う。

⑥日常生活支援

洗濯、掃除、買物、余暇活動、金銭管理等において、利用者が地域生活、共同生活に必要な知識や技能を習得するための支援を行う。

⑦相談援助

利用者及びその家族等が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行う。

⑧職場等との連絡調整

利用者の状況把握のため、職場や通所事業所等との連絡調整を行う。

(2) 居宅介護サービス事業所の活用（外部サービス利用型）

入浴、排せつ、食事等において介護が必要な際には、指定居宅介護サービス事業所のサービスを活用できるよう必要な体制を整える。

3 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及びその家族等から苦情の申し出があった場合は、苦情解決委員会を中心に迅速、丁寧かつ適切に対応する。

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待の未然防止及び身体拘束等の適正化を図るため、責任者を選定するとともに、虐待・事故防止委員会の定期的な開催や職員に対する研修を実施することにより、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。万が一、虐待が発生した場合は、同委員会を中心に迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図る。

(3) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

4 サービス評価

利用者が健康で豊かな生活を送れるよう処遇の向上を図るとともに、個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、事業所が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にする。

5 安全管理

(1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、事業所独自の防災訓練を実施し、防災意識の向上に努める。

(2) 夜間や非常時に利用者からの呼び出しに迅速に対応できるよう連絡体制を整える。

(3) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業

務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

6 地域貢献・地域との交流等

(1) 地域との交流

町内会に加入し、各種活動に参加することにより、地域の安全や快適な暮らしに寄与するとともに、住民同士のつながりを深める。

(2) 地域連携推進会議

地域の関係者を構成員とした地域連携推進会議を開催するとともに、構成員が事業所を見学する機会を設け、地域との関係づくりや事業運営に関する理解の促進につなげる。

7 年間行事予定

○毎月行うもの 自治会

月	行 事 内 容
5	避難訓練
6	利用者買物外出
9	グループホーム内大掃除
10	避難訓練
11	利用者レクリエーション
2	グループホーム内大掃除

長 生 園

〔施 設 の 種 類〕	養護老人ホーム
〔利 用 定 員〕	50 人
〔所 在 地〕	八戸市大字是川字狹森 33 番地

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指導、訓練及び援助を行う。
- (2) 熱意及び能力を有する職員の育成に努め、常に入所者の意思と人格を尊重しながら、その立場に立った適切な処遇に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
- (4) 老人福祉を増進する事業を行う他の事業者との連携に努める。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援

- ① 入所者の心身の状況及び入所者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むための処遇計画を作成し、その計画に基づき、入所者の支援を行う。また、心身状況等に変化がみられた場合などには、必要に応じて処遇計画を見直す。
- ② 入所者の介護ニーズに対応するため、居宅介護支援事業所と連携し、必要なサービスが利用できるよう支援する。
- ③ 介護度の重度化など身体機能の低下が著しい入所者については、措置市町村へ届け出るとともに、家族と連絡をとり、介護保険施設等への移行の助言、支援を行う。
- ④ 園だよりを発行するとともに、定期的に電話等で入所者の日常生活の状況や健康状態等を家族へ伝えるなど、緊急時の連絡先の確認と家族との円滑な関係構築に努める。
- ⑤ 入所者が有する障がいや疾病に対する理解と知識を深め、支援が円滑にできるよう努める。
- ⑥ 外出機会の確保を図るとともに、健康教室等の各種教室、訪問販売、園芸作業等を実施し、入所者の生活意欲の増進を図る。
- ⑦ 余暇活動（カラオケ・映画鑑賞など）の充実を図り、楽しみや生きがいづくりの支援に努める。
- ⑧ 居室内の掃除や防臭・整理整頓・換気のほか、入所者の身体や着衣・寝具等の清潔保持に努める。
- ⑨ 入所者からの依頼により、所持品や金銭等を園で預かり、適切に管理する。

(2) 給食管理

- ① 季節の食材、地元食材又は園内の菜園で採れた食材を使った料理、行事食などを組み入れた献立を作成し、入所者の食欲の維持・増進に努める。
- ② 入所者の健康状態に応じた栄養バランスの良い食事を提供し、入所者の健康維持に努める。
- ③ 年2回の嗜好調査及び3食毎の残菜調査を実施し、入所者の嗜好に合った食事提供と咀嚼状態に合わせた食事形態の改善を行う。
- ④ 入所者の身体状況に応じて調理内容や食事方法を変更することにより、安全性や自立性を高める。
- ⑤ 給食委託業者と定期的な会議を開催し、連携を密にすることにより、個別対応や行事食の提

供、給食事故の防止など、給食業務の円滑な運営に努める。

(3) 環境整備

- ① 園内の共有スペースを毎日清掃するとともに、大掃除を年2回実施し、清潔な環境を維持する。
- ② 園内の雑草等を駆除することにより、生活環境の保全に努める。

3 健康管理・疾病予防

- (1) 嘱託医及び主治医との連携を密にし、入所者の健康状態の把握に努め、疾病の早期発見と早期治療に繋げる。
- (2) 健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見に繋げる。また、結核健康診断を実施し、感染のまん延防止に努める。
- (3) 医療、看護等に関する研修に参加し、研修で得た知識を職員間で共有することにより、職員の知識とスキルの向上に努める。
- (4) 入所者に重篤な病状が発症した場合、職員がその症状に沿った対応が速やかにできるよう勉強会を開催する。
- (5) 入所者が利用する介護サービス事業所と連携を図り、入所者の情報を共有し、良好な健康状態の維持に努める。
- (6) 誤薬事故等防止のため、与薬マニュアル研修会を開催し、医療安全に努める。
- (7) 口腔ケアの重要性について入所者が理解を深められるよう、入所者を対象とした歯科医師による口腔ケア講話会及び歯科衛生士による口腔ケア教室を開催する。また、職員を対象とした歯科衛生士による内部研修を開催する。また、積極的に治療を促し、誤嚥性肺炎の予防に努めるほか、食べる機能の維持に努める。
- (8) 入所者及び職員を対象としたインフルエンザワクチン接種を実施し、感染予防に努める。
- (9) 熱中症対策として、入所者に対し涼しい服装やこまめな水分補給、冷房設備の整った場所への移動を呼びかけるとともに、熱中症の症状がないか入所者の様子をこまめに観察する。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

入所者等からの苦情については、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(2) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、入所者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

(3) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

入所者の虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会を定期的に開催し、入所者の心身の安全と尊厳の保持に努める。

5 施設サービス評価

入所者の意思及び人格を尊重し、質の高いサービスが提供できるよう、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、その課題の解決に取り組むことにより、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

- (1) 入所者が安全で快適に生活できるよう、ボイラーや空調機器、ナースコール、消防設備、通信機器、照明器具等の定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所を早期に発見し、適切な修繕を施すことで安全管理に努める。
- (2) 手すりや椅子、食堂のテーブルを定期的に点検し、入所者が安全に生活できる環境を整える。
- (3) 事故防止委員会を定期的に開催し、事故原因の分析や防止策を検討するとともに、職員間で情報を共有し、事故の予防と再発防止に努める。
- (4) 入所者の安全を確保するため、火災発生時の訓練を2回行う。そのうち1回は夜間を想定した訓練を行う。
- (5) 栄養士及び厨房職員を対象に、毎月検便を実施するほか、10月から3月までの6か月間は、ノロウイルスを対象とした検便を実施し、食の安全に努める。
- (6) 感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止対策を検討するとともに、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス・ノロウイルス・食中毒等に関する研修を実施し、感染対策の徹底を図る。
- (7) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) 地域の高齢者支援センターや地域団体が主催する介護予防教室等に職員を派遣する。
- (2) 学生等の施設実習や体験学習を受け入れ、現場体験を通して入所者援助に係わる知識や専門技術の習得の機会を提供する。
- (3) 入所者と地域とのかかわりを深めるため、地域の公民館で開催される行事等について、入所者に周知し、参加を促す。
- (4) 地域住民と入所者との交流促進を図るために、地域住民を収穫祭に招待する。

8 年間行事計画

月	行 事 内 容
4	開園記念式
	花見（敷地内）
5	定期健康診断①※結核健診含む
	農作業・園芸作業開始（畑、中庭）
	長生園だより発行①
	火災訓練①
6	運動会
	大掃除①
	地域文化教室①
	衣料訪問販売①
7	七夕飾りつけ
	口腔ケア教室①
	靴の訪問販売①
	土砂・風水害訓練

8	盆供養
	こどもの城保育園のミニ山車見物
	歯科医師による健診及び口腔ケア講話会
9	敬老会
	秋彼岸供養・墓参り
	長生園だより発行②
	火災訓練②（夜間）
10	収穫祭
	健康教室①
	靴の訪問販売②
	衣料訪問販売②
11	納骨塔開帳記念式
	地域文化教室②
	干し柿作り
	カラオケ教室①
	定期健康診断②
	インフルエンザ予防接種
12	年越し供養
	大掃除②
	健康教室②
	カラオケ教室②
	地震訓練（職員対象）
1	新春カラオケ大会（カラオケ教室③）
	口腔ケア教室②
	長生園だより発行③
2	えんぶり鑑賞
	健康教室③
	衣料訪問販売③
3	春彼岸供養
随時	外出行事（地域の介護予防教室、是川公民館主催の行事など）

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	オリエンテーション（感染症予防・虐待防止等）（新採用職員等対象）
	基本的な接遇、入所者の尊厳について（全職員対象）
6	感染症予防対策研修会 1 回目（食中毒について）
	与薬マニュアル研修会
7	自然災害（地震・土砂・風水害）
	BCP 訓練及び研修会
	虐待防止・身体拘束の適正化について①

8	事故防止対策研修会
9	感染症の予防及び蔓延防止のための訓練①
10	感染症予防対策研修会②（ウイルス感染について）
11	ハラスメント対策研修会
12	虐待防止・身体拘束の適正化について②
	感染症の予防及び蔓延防止のための訓練②
	感染症 BCP 訓練及び研修会

○外部研修

	研 修 内 容
5	老人福祉施設新任職員研修 特定給食施設等栄養管理研修会
6	相談業務に関わる研修会 青森 DWAT 員研修
7	食品衛生講習会 介護技術レベルアップ研修会 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程初任者コース
8	青森県感染対策特別研修会 高齢者虐待防止研修
9	リスクマネジメント研修会 介護テクノロジー&生産性向上セミナー 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程中堅職員コース 東北ブロック老人福祉施設大会・研究会 養護老人ホーム職員研修会「困難事例検討会」 メンタルヘルス研修会
10	栄養・食育マネジメントセミナー 養護部会及び養護老人ホーム施設長による情報交換会 介護サービス情報の公表制度「10の研修テーマ」に係る研修会 ハラスメント対策セミナー 介護職員の口腔ケアに対する知識・技術の取得、口腔衛生管理体制の研修会
11	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程チームリーダーコース 高齢者支援セミナー 感染症予防対策研修会 普通救命講習
12	介護技術講習及び能力開発啓発セミナー 認知症ケアに活かす心理学 養護老人ホーム職員研修会「取組結果報告会」 養護老人ホーム生活相談員情報交換会 福祉サービス苦情解決関係者等研修会
1	多職種連携スキルアップセミナー 高齢者施設虐待防止研修会
2	タイムマネジメント研修 糖尿病連携研修会

長生園デイサービスセンター

〔事業の種類〕	老人デイサービス事業
〔利用定員〕	18人
〔所在地〕	八戸市大字是川字狹森33番地

1 事業運営の基本方針

- (1) 要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活を継続できるよう、必要な世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る。
- (2) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の処遇

○サービス内容

①介護サービス

利用者の心身状況を的確に把握し、入浴や食事、排泄などのサービスを適切に提供することにより、心身機能の低下を防止し、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう努める。また、介護支援専門員と連携を密にし、利用者及び家族の意向に沿ったサービスを提供する。

②健康状態の確認

来所時や様子がおかしいと感じた場合や家族から経過観察の依頼があった場合は、利用者の体温・血圧測定を行うとともに、健康状態を確認し、体調不良等の早期発見に努める。また、利用者及び家族との情報交換を密にし、健康管理を行う。

③入浴サービス

利用者の体調確認を行い、身体状態に応じて特殊浴槽等の入浴機器を使用するなど、個別ケアマニュアルに沿って身体への負担が少なく安全で快適な入浴サービスを提供する。

④日常生活訓練

居宅サービス計画の内容に沿った介護計画を作成し、目標達成に向けた基本動作訓練を行う。

⑤給食サービス

新規利用時及び年2回の嗜好調査を実施するほか、利用者の食事摂取動作の確認や聞き取りを行い、利用者の心身状態に応じた適切な食器、食形態等、個別ケアマニュアルに沿って食事を提供する。また、季節感のある食事を提供し、食欲の維持・増進を図る。

⑥送迎

送迎マニュアルを職員間で共有し、送迎ルートや危険箇所等の状況把握を十分に行うほか、利用者の身体状態を考慮した送迎時間の設定により身体的負担を軽減するとともに、利用者の状況や動作を考慮し、安全に乗降できるよう支援する。

⑦生活相談

利用者や家族から、医療、保健、福祉、介護についての相談を受け、助言を行う。

⑧リハビリテーション・レクリエーション活動

脳トレーニングの実施、レクリエーションで作成した作品の施設内外への展示など、達成感や自己有用感の向上を図り、認知機能の低下防止に努めるとともに、軽体操などを実施し、心身機能の維持向上を図る。また、園芸作業やショッピング、季節に応じた行事などを企画・実施し、生活の質の向上を図る。

⑨口腔ケア

利用者の口腔機能の状況を把握し、嚥下機能など利用者の課題に応じた介護サービスを提供

し、誤嚥防止など身体機能の維持に努める。

利用者の口腔機能の状況等を家族や介護支援専門員へ報告し、受診等に繋げることで、口腔機能の維持向上に努める。

⑩機能訓練

利用者のアセスメントにおいて明らかになった課題に基づき、機能訓練計画書を作成し、利用者の状態に応じた福祉用具・機能訓練器具などを使用し、自立度の維持向上を図る。

⑪認知症ケア

認知症に関する専門的な研修を修了した職員による認知症ケアについて事例の検討や技術的指導に係る会議を開催し、認知症の症状の進行の緩和に繋がるケアを提供する。

⑫自主的な健康への取組

定期的に骨健康や野菜摂取量測定器などの機器を活用し、身体状況を数値化して提示するほか、栄養講座の開催などをおして機能訓練の必要性など利用者の健康への意識付けを行い、自主的な健康への取り組みを推進する。

3 運営推進会議

利用者、地域の代表者等を構成員とする運営推進会議を2回開催し、提供サービスの内容を明らかにすることにより、サービスの質の確保及び運営の透明性を図る。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

利用者等からの苦情については、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、迅速かつ適切に対応する。

(2) 苦情解決及び虐待防止第三者委員

苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

(3) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

虐待防止及び身体拘束等の適正化を図るため、虐待防止委員会を開催し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努める。

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図る。

6 安全管理

(1) 施設の設備機器や送迎車両について、定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所の早期発見に繋げ、適切な修繕を施すことで安全管理に努める。

(2) サービス提供前に、施設的环境整備、福祉用具、機能訓練器具等の備品、送迎車両の安全確認を行い、事故防止に努める。

(3) 事故や災害等が発生した場合に備え、緊急連絡網を随時更新するとともに、非常時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアルの内容について周知を図る。

(4) 火災訓練や地震の避難訓練等を行うほか、利用者を対象とした防災ビデオ上映会を開催する。

(5) 事故防止委員会を定期的に開催し、事故原因の分析や防止策を検討するとともに、防止策等について職員間の共有を図り、利用者の事故防止に努める。

- (6) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にして同意を得た上で、必要最低限の範囲で個人情報を収集・使用する。
- (7) 感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症や食中毒の予防及び蔓延防止対策を検討するとともに、新型コロナウイルス・インフルエンザウイルス・ノロウイルス・食中毒等に関する研修を実施し、感染対策の徹底を図る。
- (8) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施する。

7 地域貢献・地域社会との交流

- (1) 地域との交流を促進するため、地域の民生委員や高齢者支援センター、住民団体と連携し、介護予防教室や介護相談などを実施する。
- (2) 高齢期を迎える市民の社会参加及び地域貢献を奨励するため、八戸市が実施する地域支援事業（シニアはつらつポイント事業）のボランティアを受け入れる。
- (3) 学生等の施設実習や体験学習を積極的に受け入れ、現場体験を通して利用者援助に係わる知識や専門技術の習得の機会を提供する。
- (4) 生計困難者等が介護サービスを受けられるよう、利用者負担軽減制度の周知に努める。
- (5) 是川公民館の文化祭へ参加するなど、地域との交流の機会を設ける。

8 年間行事計画

○定期的に行うもの

誕生会、各種レクリエーション活動、長生園ＤＳ新聞の発行、体験利用

月	行 事 内 容
4	お花見会
5	火災訓練（合同）
	園芸開始
	運営推進会議（1回目）
	運動会
	長生園だより（1回目）
6	健康チェック
	感染症予防勉強会・手洗い指導（1回目）
7	海ドライブ
8	おやつ作り（1回目）
9	敬老会
	長生園だより（2回目）
10	買い物
	感染症予防勉強会・手洗い指導（2回目）
11	運営推進会議（2回目）
	おやつ作り（2回目）
12	クリスマス会
	地震訓練
1	初詣
	長生園だより（3回目）

3	健康チェック
---	--------

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任職員等研修 (BCP 計画 (感染症・災害))
	新採用職員研修 (虐待防止・認知症ケア)
5	虐待防止・身体拘束の適正化について (1 回目)
	介護技術研修会 (入浴介助)
6	感染症予防対策研修会 (1 回目) (食中毒について)
	ハラスメント対策研修会
7	自然災害 (地震・土砂・風水害) BCP 研修会
	介護技術について
8	自然災害 (地震・土砂・風水害) BCP 訓練
9	感染症 BCP 研修会
10	感染症予防対策研修会 (2 回目) (感染症について)
	感染症 BCP 訓練
11	認知症ケア事例研修会
12	虐待防止・身体拘束の適正化について (2 回目)

○外部研修

月	研 修 内 容
6	デイサービス職員スキルアップ研修会
	相談員業務に関する研修会
8	高齢者虐待防止支援セミナー
	介護技術レベルアップ研修会
9	看護職員研修
10	リスクマネジメント研修会
	介護サービス情報公表制度「10 の研修テーマ」に係る研修会
11	ノロウイルス食中毒予防と対策講習会
	在宅介護サービス事例発表会
2	八戸市介護サービス協議会研修会
3	八戸市介護サービス事業者集団指導

浩 々 学 園

〔施 設 の 種 類〕 児童養護施設
〔入 所 定 員〕 25 人（分園含む。）
〔所 在 地〕 八戸市根城七丁目 8 番 46 号

〔分 園 の 名 称〕 分園型小規模グループホーム「そだちの木」
〔入 所 定 員〕 6 人
〔所 在 地〕 八戸市根城八丁目 8 番 39 号

1 事業運営の基本方針

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 衣料は、各自の状況により必要に応じて支給し、また、その補修洗濯に留意し、常に衛生的な被服・寝具を着用できるよう支援する。
- ② 生活指導については、常に楽しく規則正しい生活の習慣をつけられるように留意し、身体の諸機能、知能及び情操等の発達を促すとともに、将来自立した生活を営むために買物、調理実習などの経験を通して社会に出た際に必要な知識・技能の習得を支援する。
- ③ 娯楽、遊び、スポーツ等については、テレビ、楽器、遊具、運動用具及び図書等を備え付けるほか、年中行事として、クリスマス会、その他レクリエーションなどを催して入所児童の健全育成に努める。
- ④ 学習指導は、入所児童がその適正、能力等に応じた学習を行うことができるよう、学習指導員を配置し、適切な相談、助言、情報等の提供に努める。
- ⑤ 親子関係の再構築等が図られるよう、家庭支援専門相談員を中心に家庭環境の調整に努める。

(2) 給食管理

- ① 給食委託業者と定期的に会議を開催し、HACCP の手法に基づく衛生管理を円滑に実施することにより、安心、安全な食事提供に努める。
- ② 郷土料理食や行事食などを組み入れることにより、食への興味・関心を高め、会話をしながら楽しい食事環境を提供する。
- ③ 栄養バランスの良い食事を提供し、児童の健やかな心と身体の発達及び健康維持に努める。

3 健康管理

- (1) 常に身体の清潔に留意し、週 3 回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴に努め、シャワーについては、随時使用を提供する。
- (2) 入所児童の健康状態を観察し、年 2 回の健康診断や諸検査を行うほか、嘱託医、学校等と連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努める。
- (3) 入所児童に疾病等があった場合、速やかな治療に対応するため、地域の医療機関との連携に努める。

- (4) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、入所児童に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努める。

4 苦情への対応

- (1) 入所児童一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密室化せず、適切な対応により、円滑・円満な解決の促進や施設の信頼獲得を図る。
- (2) 苦情解決及び虐待防止第三者委員
苦情解決及び虐待防止に社会性や客観性を確保し、児童の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

5 施設サービス評価

入所児童が健康で豊かな生活を送れるよう安心・安全な生活環境を整えるとともに、職員個々が自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、より適切な支援に努める。

6 安全管理

- (1) 施設・設備の自主定期点検と保守管理に努める。
- (2) 消防計画に基づき、年2回の総合防災訓練と毎月1回の避難訓練を実施する。
- (3) 防災機器、厨房ガス器具などの定期点検、整備を実施する。
- (4) 警察官立会いのもと、不審者対策避難訓練を実施する。
- (5) AED（自動体外式除細動器）を使用し、心肺蘇生法等応急手当の習得に努める。
- (6) 食事の提供に関わる栄養士に対し、毎月1回（赤痢菌・腸管出血性大腸菌群・サルモネラ菌・腸チフス菌・パラチフス菌）の定期検便及びノロウイルス流行時期の10月から3月までの6か月間におけるノロウイルスの検便を実施し、食中毒や感染症の発生防止に努める。
- (7) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう、業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) ボランティアの受入れ
屋外活動や慰問活動、子どもの遊び相手などボランティアの受入れを積極的に行い、外部との交流に努める。
注意事項等を記載したマニュアルに基づき、ボランティア、入所児童ともに安心安全な環境を整えるように努める。
- (2) 実習生の受入れ
保育士及び介護等体験の現場実習を受け入れ、福祉の人材育成に努める。
- (3) 地域との交流・連携等
地域の清掃活動や地区運動会、町内会、こども会などスポーツや文化活動へ積極的に参加し、心身の健全育成を図る。
- (4) 家庭支援
家庭支援専門相談員を中心に家庭引取りとなったケースに対し、家庭訪問や自治体主催の会議への参加などを通して、地域における子どもと家庭の支援に努める。
- (5) 里親支援
里親支援専門相談員を中心に里親への研修やサロン、里親会の活動等について児童相談所と連携し、子どもと里親の支援に努める。

(6) 退所後支援

就職、進学などを理由に退所した児童に対し、定期連絡等退所後の支援を行う。

(7) 八戸市子育て短期支援事業・おいらせ町子育て短期支援事業・南部町子育て短期支援事業

保護者が、傷病や出産、看護、事故、災害、仕事などにより家庭における子育てが一時的に困難となった場合、養育・保護を行う。

8 年間行事計画

○毎月1回行うもの

誕生会、避難訓練、職員会議、処遇会議、給食会議、主任会議、分園会議、子ども会議

○定期的に行うもの

児童相談所との情報交換会、合同情報交換会（小学校、中学校）、子ども安心委員会、給食担当者会議 青森県児童養護施設協議会各部会会合

月	行 事 内 容
4	進級祝い
5	ごみゼロ運動 児童との面談週間①
7	青森県児童養護施設交流会 総合防災訓練
8	児童との面談週間② 三社大祭見学、引き子参加 流しそうめん 八戸花火大会招待 一泊旅行 韓国交流事業 土砂・風水害避難訓練
9	大掃除
10	収穫祭 夜間想定避難訓練
11	青森県児童養護施設野球交流会 ハロウィン 不審者想定避難訓練
12	もちつき慰問 クリスマス会
1	内科検診 歯科検診 自立に向けた勉強会
2	調理実習（バレンタイン） 児童との面談週間③
3	卒園式・卒園を祝う会 大掃除

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	緊急時対応、BCP について
5	トラウマ・愛着障害の心理ケアについて 救命救急講習
6	スーパービジョンに関する研修 CAP 研修 児童相談所とのケースカンファレンス①
7	性教育研修 感染症対策研修①
9	児童相談所とのケースカンファレンス②
11	感染症対策研修②
12	児童相談所とのケースカンファレンス③
随時	各種研修参加者による復命研修

○外部研修

月	研 修 内 容
5	東北ブロック児童養護施設協議会総会 児童養護施設新任職員研修
6	東北ブロック児童養護施設研究協議会（宮城）
7	福祉職員対応キャリアパス初任者研修 栄養・食育マネジメントセミナー
9	東北ブロック児童養護施設研究協議会新任職員研修（秋田） 福祉職員対応キャリアパス中堅職員研修
10	青森県児童養護施設協議会職員研修①
11	福祉職員対応キャリアパス職員チームリーダー研修 全国児童養護施設長研究協議会
12	全国秋季セミナー（東京） 青森県児童養護施設協議会職員研修②
1	東北ブロック施設長研修 関東ブロック児童養護施設協議会事務・運営管理者研修会（大宮）
2	全養協権利擁護セミナー（盛岡）

〔児童自立生活援助事業〕

1 事業運営の基本方針

義務教育を終了した児童養護施設や里親を行う者への委託等から入所措置が解除された子ども又は、その他都道府県知事が必要と認めた子どもに対し、浩々学園において、相談その他の日

常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことにより、社会自立を支援する。

2 援助内容

- (1) 学業または就業への取り組み姿勢や学校・職場での対人関係についての援助等
- (2) 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活動、食事等日常生活に関すること、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- (3) 職場を開拓すると共に、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- (4) 入居者の過程の状況に応じた家庭環境の調整
- (5) 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- (6) 児童自立生活援助事業所を退去した者に対する生活相談など

2 年間行事計画

月	行 事 内 容
4	進級を祝う会
8	流しそうめん
9	地区運動会
10	収穫祭
12	クリスマス会
3	卒園を祝う会

小 菊 荘

〔施 設 の 種 類〕	母子生活支援施設
〔入 所 定 員〕	16 世帯（暫定 13 世帯）
〔所 在 地〕	八戸市根城五丁目 4 番 9 号

1 事業運営の基本方針

- (1) 母子を共に入所させ、その私生活を尊重しながら自立を促すため、家庭や稼働状況を踏まえながら就労、家庭生活、児童の養育に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う。
- (2) 必要に応じ地域住民や地域団体等との交流に努める。

2 入所者の処遇

(1) 母親への支援

- ① 年に 2 回面談を行い、入所者の意向を尊重し、個々の状況に合わせた自立支援計画票を作成し、計画に基づいた支援を行う。
- ② 母子が安心・安全に暮らせる生活環境の提供に努める。
- ③ 資格取得や能力開発、求人案内等の情報提供、ハローワークへの同行等の就労支援を行う。
- ④ 母の体調不良時等の子の見守りや、保育園送迎、通院の付き添い、買い物代行等の子育て支援を行う。
- ⑤ 自立に向けて活用できる社会資源の情報を提供する。
- ⑥ 個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談助言を行う。

(2) 児童への支援

- ① 年に 2 回児童面談を行い、児童の意向を尊重し、個々の状況に合わせた児童自立支援計画票を作成し、計画に基づいた支援を行う。
- ② 児童の生活指導や学習支援、進路相談等を行う。
- ③ 発達段階に応じて、母親・学校・児童相談所と連携し個別指導を行う。
- ④ スポーツ、レクリエーション及び子ども会等の団体活動を通じ、体力の向上を目指し、自主性と社会性、責任感を育てる。

(3) 一時保護（配偶者からの暴力被害者の一時保護）

保護の実施に当たっては、青森県女性相談支援センターや、青森県配偶者暴力相談支援センター、八戸市、警察署、他の母子生活支援施設等と連携をとる。

(4) 退所母子に対するアフターケア

- ① 各種相談に応じる。
- ② 学校の長期休み期間中に利用の依頼があった場合は、学習支援を行う。
- ③ 世帯の状況に合わせて定期的に連絡・訪問し、状況把握を行う。必要に応じ、支援機関の紹介等を行う。

3 健康管理

- (1) 年 2 回健康診断、歯科検診を行い、異常のある者については、嘱託医と連携し、健康管理上の支援を行う。
- (2) 清潔な生活環境の維持を呼びかけ、感染症予防対策や予防接種に関する情報提供を行う。

- (3) 急病時の応急手当、医療機関への連絡等の支援をする。
- (4) 緊急医薬品、医療図書を常備する。
- (5) 料理・調理図書の常備、食習慣及び調理方法等に関する支援を行う。

4 苦情への対応

- (1) 入所者一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密閉化せず、適切に対応することにより福祉サービスの質の向上を図る。
- (2) 苦情解決第三者委員への苦情解決に関する報告会（現況報告・情報交換等）を年1回以上実施する。
- (3) 苦情解決第三者委員
苦情解決に社会性や客観性を確保し、入所母子の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員3名を選任する。

5 施設サービス評価

- (1) 第三者評価を三年に一回以上行い、支援サービスの質の向上を図る。
- (2) 自己評価を実施し、職員一人ひとりが施設の課題を捉え、よりよい支援サービスを提供できるよう努める。

6 安全管理

- (1) 消防法に基づく総合避難訓練（年1回）及び児童福祉施設最低基準に基づく避難訓練（月1回）を実施する。
- (2) 不審者侵入に対応する実施訓練（年2回）を実施する。
- (3) 消防法に基づく消防設備保守点検業務を実施する。
- (4) 消防設備及び防災機器の自主点検を毎月1回実施し、不良個所の早期発見に努める。
- (5) 居室内の安全点検を年2回実施する。
- (6) 宿直業務委託を継続し、夜間巡視体制の強化を図る。
- (7) 火災監視サービス・非常通報サービスの機械警備業務委託契約を継続し、防災・防犯体制の強化に努める。また、防犯カメラ・センサーライト・モニターカメラ等による不審者の建物内侵入対策を継続する。
- (8) 災害発生時に、速やかに、全職員が入所者へ非常食等を配付するための訓練を年2回実施する。
- (9) 個人情報、その情報取得と利用目的について、入所者からの理解・同意を得た上で適切に扱い、情報の漏えい事故が発生しないよう、書類の保管等安全管理に努める。
- (10) 感染症や自然災害が発生した場合においても、安定的・継続的にサービスが提供できるよう業務継続計画（BCP）に基づき、研修及び訓練を実施するとともに、必要な物品を備蓄する。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) ボランティアを積極的に受け入れ、外部との交流に努める。
- (2) 学生等の施設実習を積極的に受け入れ、母子自立支援に係わる知識の習得機会を提供し、福祉専門職の養成に寄与する。
- (3) 地域の防災訓練、行事への参加、清掃活動を通して地域との交流を図り、施設に対する理解が深まるよう努める。
- (4) 入所時健康診断料を施設負担とし、利用者負担を軽減することにより地域貢献に努める。

8 年間行事計画

○毎月行うもの 常会・子ども会・ケース検討会議・職員会議・避難訓練

月	行 事 内 容
4	進級進学祝い
5	清掃活動
6	プラネタリウム観覧
7	前期誕生会
8	こども夏祭り
9	清掃活動
10	ハロウィン
11	ワークショップ（コースター作り）
12	クリスマス会
1	後期誕生会
2	豆まき会
随時	地域主催の行事等

9 研修計画

○内部研修

月	研 修 内 容
4	新任職員等研修
	緊急時対応について
	一時保護への対応について
5	共同親権について
6	食中毒防止について
8	虐待防止について
9	災害時対応・業務継続計画（BCP）について
10	ハラスメント防止について
11	感染症防止について
12	メンタルヘルスについて
1	リスクマネジメントについて
随時	外部研修参加者による研修内容の報告会

○ 外部研修

月	研 修 内 容
7	全国母子生活支援施設職員研修会
	県内母子生活支援施設合同研修会
9	北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会
12	社会的養護を担う児童福祉施設長研修会
1	困難ケース事例検討会
	DV 相談・支援者向け講座
3	普通救命講習
随時	青森県内の福祉従事者向け研修

